

スコットランドの女伯爵とは誰か
——『資本論』原蓄章における一人物の同定——

望月 清司

1

『資本論』第1巻第24章「いわゆる本原的蓄積」は、いうまでもなく資本家的生産様式が歴史的に誕生するのに必須の要件である資金と労働力の大量創出が、いかに政府および民間の暴力的な諸手段を介して行われたか——そして『資本論』刊行当時の現在も行われつつあるか——を暴露した文章である。それは、『資本論』第1巻の経済理論に必ずしも通曉していない読者や、あるいはたとえばガルブレイスのような歴史感覚を有する近代経済学者もの「心臓をハンマーで乱打」する（『不確実性の時代』）情熱的な叙述に満ちている。

この章は歴史的事例がふんだんに引証されているだけに、ことさら史実による検証が必要な章であるが、マルクスの専門家たちによるこの章の訳文の中には、いささか首をひねらざるを得ない箇所も散見する。重箱の隅をつつくような指摘は好むものではないが、まじめな読者を混乱させるようであれば、その訂正にもいささかの意味はあろう。二、三の例を挙げて、読者の参考に供したい。

* 通常使われる「本原的蓄積」という訳語は、「原始的蓄積」よりは正確な訳語であるが、「原蓄」という広く定着した略語には短縮できない難点を持つ。正規の表現と略語とをマッチさせるため、あえて「本原的蓄積」という言葉を造語してみた。同調者を募りたい。

第24章のなかでは、第2節「農村民からの土地の収奪」がもっとも大きなスペースを占め、わかりやすい事例のゆえであろうか、読者に強いインパクトを与える。マルクス自身も第1節で「いわゆる本原的蓄積とは、生産者と生産手段との歴史的分離過程以外のなにものでもない」、また「農民からの土地収奪が、この過程全体の基礎をなす」と、述べていた。せっかくの原蓄史総過程をわざわざ矮小化しているとも言える、したがって読者に誤解を与えかねないこの総括のゆえに、たいていの読者も、原蓄と言えどもっばらこの第2節を——学派によってはこの第2節だけを——想起するのを常とする。その場合も、この土地収奪への考察が1866年すなわ

ち『資本論』第1巻初版刊行の1年前にまで視野を広げている、という明白な事実に想いをいたす読者は比較的少ない。マルクスは、原蓄を資本家的生産様式の生誕の一時期にのみ限って見ていたわけではなく、実にイギリス産業革命が終了してさえなお、資本の本国で、すでに進行しつつある本来的蓄積と平行しつつ展開する「平行／加速原蓄」として把握していたのである。

*「平行／加速原蓄」については、拙稿「本来的蓄積の視野と視軸」『思想』1982年5月号、を参照。

農村民からの土地収奪の歴史は、おおむね3つの時期に区分される。第1段階がいわゆる「牧羊エンクロージャ」(15～17世紀)、第2段階が「議会エンクロージャ」(18～19世紀)、そして最後の第3段階が主としてスコットランドで出現した「土地の清掃」(Clearing of Estates)である。

ここにいる「土地の清掃」は、長谷部訳(日本評論社)と向坂訳(岩波文庫)『資本論』の訳語である。もともと、貴族の「所領・領地」の管理をするほうの観念から生まれた語だから、普通の読者にはピンと来なくても当然である。いまは庶民の感覚からして「解雇、首切り」とほとんど同義になった「リストラ」という語と似ている。解雇するほうにとっては、企業の「再建」(リストラチュアリング)であっても、失業して路頭に迷うほうにとっては「再建」どころではない。それはともかく、岡崎訳(国民文庫・『全集』)と資本論翻訳委員会訳(新日本出版社——以下委員会訳と略記)の「地所の清掃」は、「土地」よりは何らかの私有権の及ぶ範囲を示唆していて、少しはましと言えるが、一般の読者にこの語を示してイメージするところを語ってもらうなら、地上げされて上物を撤去された空き地で廃材や廃コンクリートを片づけている風景でもあろうか。みみっちく、せせこましい。

「清掃」をあとまわしにすれば、「estates」はどうしても「領地」または「所領」でなくてはならない。イギリスの上流社会で「エステート」と言ったら、チマチマした庶民の猫の額のような所有地など眼に入らない。原型であるフランス語の「état」は国家である。国土にのみまがうほどの、とまでは言わないが、「エステート」のイメージの根源はそこにある。マルクスは、英語を示したうえに、同じパラグラフの中で「清掃」を“Lichten”とも独訳している。“Lichten”(フランス語版では“éclaircissement”)とは、地面に太陽の光(Licht)をあてること、つまり密生した森林の間伐または間引きを意味するが、ここでマルクスは、その林野に住んでいる人間の間引きというニュアンスをこめながら、間伐の極限、つまり文字どおり「根こそぎ、一掃」という意味をさえ示唆している。

「土地の・地所の清掃」という訳では「清掃」の対象となる被害者たちの姿がまるで見えず、土地を、地所を「整地」してきれいにするというイメージしか湧かないが、これは当然で、「清掃する」ほうの立場・視点からすれば、ロクに収入を生まない、昔ながらの乱雑な農

地区画や、汚らしい農家・家畜小屋などをきれいさっぱりと掃除して、そこを広々とした牧羊場向きに整地することが、本来の目的であり未来図なのである。そこで一掃した後の土地整理の方を重視すれば「土地・地所の清掃」になるが、問題は農業経営学的な管理ではない。人間を根こそぎ土地から切り離すという暴力的行為こそ、ここでの問題の焦点であった。こう見てくれば、訳語はむしろ、清掃する側の勝手をより浮かび上がらせる美辞麗句のほうがよい。バブル時代に荒れ地を買ってゴルフ場やリゾート地に変えたディベロッパー諸氏に教えを乞えば名訳が出てくるかもしれない。

問題は「根こそぎ、一掃」の主体とその範囲である。マルクスは、スコットランドの「サザerland女公」（長谷部・向坂・岡崎訳）を引き合いに出して次のように書いている。

「この〈経済的に訓練された〉人物は、〈公位につくや否や〉経済的根本治療を行なって、従来の同じような過程により住民がすでに1万5千に減っていた〈全州〉を牧羊場に転化しようと決心した。1814年から1820年までに、これら1万5千の住民、約3千の家族が組織的に狩り立てられて、根こぎにされた」（とりあえず長谷部訳。◇は筆者による）

2

まず問題は「女公」（die Herzogin）である。長谷部、向坂、岡崎の3訳とも、ごく単純に「公爵夫人」とはしないで、彼女自身が、あたかも王国における女王のごとき当主であることを表そうとした苦心のよってきたところは後で述べる。委員会訳は「公爵夫人」としているが、同委員会はどうやら「公位につく」とは「公爵夫人になる」ことだと解釈しているようだ。ラ・シャトル版フランス語訳『資本論』の編訳者、林直道氏が「公妃」（フランス語訳は“la duchesse”）としているのは、フランス語版では、そのあとに「公位につく」という言葉がなく、その代わりに「経営の手綱をにぎる」とつづくので、とりあえずはこれで筋が通ることになっている。（林直道編訳『マルクス資本論第一巻フランス語版』、大月書店、151ページ）。

では、この「女公」「公爵夫人」「公妃」の正体はいったいどんな人物か。（以下、The Dictionary of National Biography, Vol.XI, Oxford UP, London 1950(Rep.) による。煩を避けていちいち原綴を表記しない）

この彼女は、名をエリザベス・サザランド（1765-1839）という。1785年に、初代スタッフォード侯（Marquis）レヴソン＝ゴウアーの長男ジョージ・グランヴィルと結婚した。ジョージは、のちヨークシャーのスティットナム男爵として上院議員となり（1798）、昇爵してゴウアー伯爵となってから1790～1792年には、フランス大革命のさなか駐仏大使という重要な役職を務め、1803年に父の死とともにスタッフォード侯を襲爵した人物である。二人の間に4人の子が生ま

れたが、一人だけ生き残った息子ウィリアム・ゴードンに地位を譲った。この息子が、父を継いで第2代サザランド公爵（後述）、母を継いで第17代のサザランド伯爵となる。

ここで重要なのは、エリザベスは、ジョージ・グランヴィルという名門貴族と結婚したことで「女公」になった、のではないということである。

彼女は結婚する前から、サザランド州にあるサザランド伯爵家の当主、つまり女伯爵（Countess in her own right. CountessはEarl「伯爵」の女性形）であったと同時に、ストラトネイヴァーの女男爵（Baroness. Baronの女性形）でもあった。男子継承者がいなかったがゆえに当主の地位を継いだ、いわゆる「有爵婦人」または「婦人貴族」なのであって、この地位・称号は、ジョージと結婚しても変わらない。すなわち、彼女は結婚後、女伯爵にしかつ女男爵のまま、夫の称号の変化につれてスティットナム男爵夫人、やがてはゴウアー伯爵夫人となり、1803年にはスタッフォード侯爵夫人ともなっている。

ややこしいことには、ジョージは国王から、この結婚へのおそすぎた祝いとして死の半年前（1833年1月14日）、サザランド公爵（Duke）という、まったく儀礼的な称号を授与されている。なぜ「儀礼的」といえば、彼は別に「サザランド公爵領」という実質的な領地を与えられたわけではない、そもそもそんな領地は現実に存在しないからである。幕藩体制下で、諸大名が実質的にその土地とは何の関係もないのに与えられた「伊豆守」とか「備前守」などと似ている。つまりエリザベスが「サザランド公爵夫人」を名乗れた時期は、夫の死（1833年7月19日）までのわずか半年間に限られる。その後は息子が第2代のサザランド公爵を継いだから、その時点で「公爵夫人」（Duchess）の称号は彼女から息子の妻に移った。

上に記した年代に注意してほしいが、『資本論』原蕃章に登場する勇ましいエリザベスは、このサザランド公爵夫人時代に蛮勇を振るったのではない。彼女は、1814年～20年の「大清掃」の時期に登場するのだから、その時の称号は、サザランド女伯爵にしかつスタッフォード侯爵夫人であった。

しかも彼女が「大清掃」を行なったのは、スタッフォード侯領ではなく、自分が女伯爵として実権をもって支配していた、自分の所領である。行政上の区画であるサザランド州は、ブリティッシュ島の最北部西側にある。『資本論』のドラマの舞台であるサザランド伯爵領とは、そのサザランド州の面積のじつに約3分の2（文献によっては「そのほとんど全部」）を占めた巨大な所領であった。結婚の当初、約80万エーカー（約32万ヘクタール）ほどだった領地を、近隣地主から次第に買い集めて、1820年代には125万エーカー（約50万ヘクタール）に達したといわれる。一方、夫ジョージとともに住んだスタッフォード侯領は、スコットランド最北のエリザベス家からは遠く南下したイングランド中部にあった。スタッフォード家も豊かな土地の巨大な地主だったが、そればかりではなく、侯は母方の叔父からブリッジウォーター運河を相続

した上に、父侯爵の死で、スタッフォード州のトレンタム、シュロップ州のウルヴァーハンプトン在の巨大領地をも相続した。夫人は水彩画でプロはだしの技を持っていたが、その夫人の影響を受けて絵画の収集もはじめた。ロンドンのナショナル・ギャラリーにあるルーベンスの絵は彼が寄贈したものである。当時ある人は侯を「富のレヴァイアサン」と呼んでいたほどであって、夫妻が所有した資産の総額は想像を絶するものがある。

さて、この女伯爵を、三つの邦訳がそろって「女公」と訳したのは、なぜであろうか。最もわかりやすい理由は、マルクスが英語のDuchessのドイツ語訳として用いたHerzoginがHerzogの女性形で、わが国の独和辞典のすべてがHerzogに「公爵」という訳語を当てているからであろう。わからないのは、HerzoginつまりDuchessには「女公（爵）」という意味と「公爵夫人」という意味の両方があるのに、どうして前者を選んだかである。サザランド伯爵家の系譜を詳しく知っての選択ではないことはたしかだろう。というのは三つの訳とも、またそろって少しあとの注218に出てくるサザランド公爵夫人を「現・女公」としているからである。こちらの方は当主としての「女公」ではない。エリザベスの息子ウィリアム・ゴードンとの結婚（1836年）によって「公爵夫人」となったハリエット（後出）を指す。彼女自身は爵位を持った当主ではないのだから、「現」にもなにも「女公」ではない。委員会訳が彼女を「公爵夫人」としたのは唯一正しいが、その代わり前の方も注記なしに「サザランド公爵夫人」とした。

要するに、どの訳も背景の事実を把握していない。前の方は「女伯爵」エリザベス、後の方が「公爵夫人」ハリエットなのである。

混乱のもと、マルクスがエリザベスの方をHerzoginと呼んだことにある。ここで、ドイツの貴族称号について略説しておかねばなるまい。

早くから中央集権的な王制が確立して、貴族の爵位も「公（Duke）・侯（Marquess/Marquis）・伯（Earl/Count）・子（Viscount）・男（Baron）・准男爵（Baronet）・ナイト（Knight）」——後の2者は1代貴族——という序列ができていたイギリスと異なり、ドイツは近代に入るまで極度に地方分権的であった。各地の貴族は、HerzogとかFürstとかGrafとか名乗ってはいたが、これらは特に序列を示すものではない。カール（シャルルマーニュ）大帝の以前も以後も、錯綜をきわめた中世ドイツ政治史のなかの時々、もっぱら役職名——それもしばしば名誉職的な——として賦与されてきたものが、次第に世襲的に固定され、実質的に支配している所領と結びつけられてきた称号であった。

たとえば、ヘルツォーク（Herzog）。これは、もともと軍団（Heer）を引き連れる（ziehen→Zug→Zog）指揮官であった。原初的なゲルマン部族体制と結びついた地方豪族は「大公」（Herzog）と号して、とかく帝権と対抗する態度を示した。これを牽制する意図で、カロリング朝は豪族らの支配圏とは別次元で全国をいくつかの「グラーフ管区」に分け、そこに行政官

である Graf を任命・派遣して政治的統合を図った。グラーフもまた、もと数・集団を意味する原語（gerava←rova）が示すように軍の指導者を意味する。この官吏が任地に定着し、次第に土地を獲得し、かつその役職を世襲してゆくにつれて、「グラーフ」（通常の邦訳で「伯爵」。たとえばツェッペリン伯など）という称号が自立してゆくわけである。帝国官職であるグラーフに対して、ヘルツォークはもともと土着権力だから、両者の実質的な関係は、その土地固有の力のバランスによる。おおざっぱに言えば、北部・中部ではグラーフが強く、南部ではヘル

ツォークが旧来の力を保ってグラーフを臣下とした。このほか、ふつう「侯爵」と訳される Fürst も、古ゲルマン時代の部族首長に由来する高い地位だったが、中世後期になって帝国内にラント（領邦）が300も乱立し、その君主（ランデスヘル）のうち、いわば貧乏旗本クラスの子ニ君主も好んで Fürst を自称したから、その呼称の相対的品位は落ちた。「男爵」とふつう邦訳される「フライヘル(Freiherr)」などの地位も、決して確固たる貴族階級秩序のなかに位置づけられたわけではなかった。ちなみに一部の独和・和独辞典には「子爵」（Vicomte）が載っているが、この称号はドイツにはない。多分、ドイツ語の本に英仏の子爵などが登場した時のためのものであろう。

このようにドイツ貴族の称号は、イギリスの「公・侯・伯・子・男」に対応させて理解できるような性質のものではない。明治維新後に制定されたわが国の華族制度は、おそらく英仏貴族制度を参照しながら中国の古典に範を求めて、あたかも律令制を思わせるキチンとした序列を構成した。実はこれすらイギリスのそれとは正確に対応しているわけではない。たとえば「プリンス・オブ・ウェールズ」の「プリンス」も普通は、「ウェールズの皇太子」ではなく「ウェールズ公」と訳される。かれこれおもひみるに、『資本論』の諸訳者を含め、われわれ日本人が、日英の華族制度をイメージしながらドイツ語の貴族名を考えると必ず齟齬が生じてくるのである。

ドイツ語人マルクスもしかり。本来Countess（女伯爵）であるエリザベスをたった半年間の称号でHerzoginと呼んだとき、彼は、イギリスよりはるかに家父長的なドイツには「有爵婦人」なるものがいなかった、という点に注意を払うべきであった。

ここで、筆者が1960年代に西ドイツのゲッティンゲン大学に滞在したときに耳にはさんだジョークを思い出す。筆者の属したヴィルヘルム・アーベル教授のゼミナールにも当然女子学生はいたが、彼女らのあいだでか、口さがない男子学生のあいだでか、「ドクター論文を仕上げるのに時間をとられて、オールドミス（Frau Professor）（女性教授）になるより、若い有望な助手をつかまえていつか“Frau Professor”（教授夫人）になるほうが楽だ」というジョークが流れていたよしである。ドイツ語では、「女教授」と「教授夫人」はまったく同形だからこ

そ生まれたジョークである。もちろん、現在こんなジョークを女子学生に面と向かって放ったら即「セクハラ」ものであろうけれど。

要約する。サザランドの女伯爵をHerzoginとだけ独訳したマルクスは不用意であった。それを「女公」と訳した邦訳はその不用意を二乗した。委員会訳の「公爵夫人」、林訳の「公妃」についてこれ以上うんぬんする必要はないであろう。

3

視点をちょっと変える。

中世ドイツのGrafに同時代的に対応するとされているのは、中世フランスにおけるcommesである。この語は、ローマ時代のガリアで、ローマ人文官のもとに配されたゴート人武官comesを語源とする。その役職名がcomteである。

さて、後世ノルマンディ公国では、公ducのもとに直臣のcomes、その従臣である騎士という階層秩序が成立しつつあったが、公は自己の配下で次第に相対的自立の気配を示してゆくコメスの権力を牽制すべく、公法上の権能を有する直属官 ウィケコメス (vice-comes. 副／准コメス) という職位を設け、これを長とする「州」(comitatus) に全国を分割した。表向きこそ「コメスの補佐役」だとはいえ、派遣されてきた新任の官吏を土着したコメスは当然ふくれっ面で迎えたであろうが、公をないがしろにした態度へのしっぺ返しを受けたのであって、しかたがない。コメスとウィケコメスの間の関係は、想像されるように、前述のヘルツォークとグラーフの関係にそっくりである。両者のあいだには、いわば依人的支配から依法的支配への過渡期に生ずる微妙な政治的緊張が生ずるが、これまた派遣された官吏の土着、官職の世襲化を生んだことはドイツとひとしい。コメスはのちに「コーント」(Comte)、ウィケコメスは「ヴィコーント」(Vicomte) と呼ばれる。

さて、周知の「ノルマン征服」によってイングランド王国が成立すると、アングロ・サクソン時代の地方区分シャイア (Shire) の名は引き続き使われるが、公式の名称はかのcomitatusになぞらえて「カウンティ(county)」とされた。ウェセックス王国時代にシャイアに派遣されていた国王の代官シェリフ (Sheriff) は公的性格を喪失して下級役人の称に落ちる一方、辺境諸州の代官の名称だったアール (Earl) の地位が高まり、名称にも高位の感触がついてくる。

めんどうだから、もう一度整理しよう。

ノルマンのコメスすなわちコーント (Comte. ふつう「伯爵」と訳される) が、ブリテン島に乗り込んできて英語のカウント (Count. これもふつう「伯爵」) になる。これはやがて古

語アール (Earl) にとって代わられが、どうしたことか女性形のCountessだけが残る。一方、ウィケコメスすなわちヴィコントは、英語でヴァイカウント (Viscount. ふつう「子爵」と訳される) となるが、ノルマン時代と同様、彼のほうが王直属の行政区である「カウンティ」(Count-y) を管理・支配する。カウンティのボスはカウントではなく、ヴァイカウントのほうである。実権のないカウントという名称が次第に嫌われ、伝統に裏づけられてより高位感をただよわすアールが選ばれてゆくのも自然の勢いであろう。

くどくどと英仏独の貴族制とその名称の変遷について述べてきたが、ここまできょうやく『資本論』に戻れる。

前述のように、邦訳3種は、おしなべて「サザランド女公が全州の清掃を行なった」というふうに訳していた。たしかに彼女はサザランド州の面積の3分の2を占める所領の所有者ではあったが、同州の専横的な行政官でも、専一的な土地私有者でもない。「全州」という公的な空間の「清掃」などできるわけもないのである。

マルクスの原文では、ここが“die ganze Grafschaft”となっていた。とりたててドイツ法制史の、あるいはイギリス法制史の知識がなくても、単純にドイツ語辞書でGrafschaftを引いて単純に「伯爵領全体」と訳しておけば何の問題も生じなかったのに、なぜわざわざ誤訳をあえてしたのか、一見しただけでは理由がわからない。

どんなドイツ語辞書を見ても、Grafschaftの訳として「イギリスの州(カウンティ)」という訳語は載っていない。当然であって、いちいち外国語の相当語を載せていた日には、いくらスペースがあっても足りなくなる。たとえば、日本の国語辞典で「県」という見出しに「英国のcounty、フランスのdepartement、スイスのKanton等々に当たる」などという説明が付された例は見ないであろう。内容が違うものを無理に当てても意味がないからであるし、だいいちきりがない。

なぜ4つの訳本の訳者たちが何を苦しんで“die ganze Grafschaft”を「全-州」と訳したか、その心中を類推してみる。

訳者諸氏——なかでも先頭バッターであった長谷部氏——は、「女公がどうして伯爵領を清掃できたのか」、矛盾に苦しんでいるうちに、該当個所の少しあとに出てくる同じスコットランドの「パース州」に注目した。マルクスはこのパース州 (Perthshire) も“die Grafschaft Perth”と独訳している(注220末尾。第2版への追記)。この州は「シャイア」つまりカウンティである。

彼が「自分で訳したのと等しい」と自称したラ・シャトル版フランス語訳『資本論』でも、「全州」は“tout le comté”、「パース州」は“comté Perth”とされている。つまり「伯爵領」と「州」がまったくインターチェンジャブルにされているのである。訳者諸氏も

二つの“comté”を別に訳し分けるのをためらったにちがいない。なにしろ「マルクス本人もそうしているのだから」と立派な弁明の辞が用意されている、というわけである。

かくのごとくにして、サザランド女伯爵エリザベスは、自分の領地ではない、州内の他人の領地にまで手をのばして勝手に「清掃」したととされてしまった。

「パース州」の「州」をマルクスが誤ってGrafschaftと、しかもご丁寧なことにフランス語版でも誤って comté と訳しさえしなければ、訳者諸氏は安んじて「伯爵領全体」と訳せたかも知れない。が、その時はふたたび撞着に陥る。Herzogin（女公爵）が「自分のGrafschaft（伯爵領）全体」を清掃した、というワケのワカらない翻訳をすることになってしまう。やっぱりGrafschaftは「州」だということにしておこう……。

ところで、『資本論』のこの部分の記事のもと、マルクスが『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』紙に送稿した「選挙—金融の雲行き悪化—サザランド公爵夫人と奴隷制」である（『マル・エン全集』第8巻490ページ）。そこではマルクスは「サザランドのGräfinまたは名をスタッフォードのMarquise」と書いていた。ここまでの読者にはすでに明らかであろう。この彼女は「サザランドの女伯爵にしてかつスタッフォード侯爵夫人」であるエリザベスを指している。『マル・エン全集』訳はこの前者を「伯爵夫人」とした。この訳の誤りもいまは透明に明らかであろう。彼女の夫が「サザランド伯爵」であったことはないのだから。

この論稿は、日本風にいえば彼女エリザベスの嫁（関西ふうの「嫁はん」でなく、東日本での嫁）、つまり息子第2代サザランド公爵の妻ハリエット＝エリザベス＝ジョージアナ（1806-1868）が、奴隷解放運動に博愛主義的同情心からかかわっているのを辛辣にからかう目的で書かれたものである。第6代カーリスル伯爵の三女ハリエットは結婚によってその呼び名を得た文句なしの「公爵夫人」であるから、マルクスが、姑のエリザベスと区別する意味で「現Herzogin」としたのは親切のようであるが、これも邦訳者に誤訳の上塗りさせた不用意な言葉であって、ハリエットは「公爵の夫人」でこそあれ、「女公＝女公爵」ではない。

ちなみにマルクスは、この元原稿を『資本論』に引き写すとき、「Gräfin（女伯爵または伯爵夫人）にしてかつMarquise（女侯爵または侯爵夫人）」をなぜかHerzoginと書き直している。

ここまでの結論。「サザランド全州」と訳した諸氏の責任は、マルクスの不用意な用語に起源する。しかし諸氏はマルクスに責任のすべてを転嫁できるわけではない。

ここまでくれば、『資本論』の前述箇所、サザランドのエリザベスが「公位につくやいなや」（bei ihrem Regierungsantritt）という訳語に問題があるということも自ずと明瞭になる。

彼女自身はあくまで女伯爵兼女男爵のままであって、夫が死んだあともサザランドの「女公爵」（実質的には旧スタッフォード侯領の当主）にはならなかった。というわけで、エリザベスが「公という位に即いた」という事実はまったくない。それに、そもそもスタッフォード侯領は夫の在地イングランドにある。女公爵になろうがなるまいが、それはスコットランドでの「清掃」とはなんの関係もないのである。しかも前述のとおり、夫ジョージが単なる名誉称号としてのサザランド公爵に叙せられた1833年には、すでに、「清掃」事業の大半はおわってしまっている。ここに至ってはじめて、3つの邦訳がHerzoginを「公爵夫人」でなく「女公」とした理由がわかる。「公位に即いた」以上は、もはや夫唱におとなしく婦随する夫人ではなく、専権を握る女主人でなくてはならないからであった。いまはこの邦訳の問題は明白となった。

では、“Regierungsantritt”（通常の訳語は「即位」）という言葉はどう解釈したら事態適合的になるだろうか。

1814年の前の時点で、爵位の変動があったのは、1803年に夫ジョージがスタッフォード侯爵の称号を襲ったことだけである。フランス語訳は、ここを “à peine pris les rênes de l'administration que..”（「経営の実権を握るやいなや」、林直道編訳では「経営の手綱を握るやいなや」）としている。こちらのほうが「公位に即く」よりずっと実態を反映していそうである。これはロワの意識の功か、マルクスによる「校閲」の功か。

だがこの仏訳でも問題が残る。彼女はもともと自分の所領についての強大な実権者であった。夫から見れば、サザランド領は妻の財産なのである。その経営に助言以上の口を差しはさめる立場にない。ちなみに、ジョージは幼少のころから病弱気味で、フランス革命時代の駐仏大使という神経を使う重職から退いたあとは、アイルランド総督という人も羨むポストを政府から打診されても、「視力が弱ったので」という理由でこれを謝絶したくらいである。1822年には重い中風に侵され、これが死病となった。詳しくは後述するが、こうした状況の中でおそらく1810年代のはじめには、夫人の手に旧スタッフォード侯領をも含めた両家の家計の全責任が移ったものであろうか。

だとすると、ドイツ語原文の “Regierung”（統治すること）とは公的な権力を、それへの「就任Antritt」は何らかの位に即くことを意味するものではなく、フランス語訳のように「家計の実権を握ること」を意味したものと解する方が自然ではある。だが、この類推が正しいとしても、なお疑念は残る。エリザベスはもともとスコットランドの自領については全的に、かつもとから実権を握っていたのであって、イングランドにある夫の所領についても併せて実権を握るに至ったとしても、そのことが、スコットランドでの「清掃」に乗り出す理由には少しもならないからである。

とすれば、ここもやはり、ドイツ語原文でのあいまいな言い方——というより事態認識——

に問題があった。ひょっとするとマルクスは、夫ジョージの生存中、エリザベスは自分の財産についても夫の言いなりの良妻賢母だったと思っていたのかも知れない。

5

この疑いは次の問題、すなわちサザランドのエリザベスを、なぜマルクスが「経済的に訓練された人物」（長谷部訳）と呼んだか、という問題とかかわるのである。

訳語について論点を先取しておく、ここの原文“die ökonomisch geschulte Person”を、向坂訳が「経済的素養のある人物」と、岡崎訳・委員会訳が「経済に通じていた人物」としてゐるのは、どれも見当違いである。長谷部氏が背後の事情に通暁していたかどうかはわからないが、ここは長谷部訳だけが直訳的にも正しい。

この時代にオックスブリッジで経済学または経営学を学べたはずのない彼女は、「誰か」に経済観念なるものを、学校（Schule）で教わるようにして「教え込まれたgeschult」のである。教えたのは誰か。

この経緯については、ブルース・レンマンの『近代スコットランド経済史』（Bruce Lenman, *An Economic History of Modern Scotland 1660-1970*, London 1977）に好適な記事があるので、これを紹介しよう。

前記のとおり、サザランド家は女当主の結婚のあと次第に土地を買い増し、富を増やした。なかでも1812年から15年にかけての増加率が大きい、その労を実質的に執ったのは、スタッフォード侯爵家で「メッテルニヒ」というあだ名で呼ばれていたエディンバラの法律家ジェイムズ・ロック（James Loch）——スコットランド読みでは「ロッホ」——である。彼は、それこそ経済学にも深い素養を有した人物であり、とくに大所領管理の専門家であった。このロックが、サザランドの女主人に、イングランドでの産業革命のすさまじい進展の情報と、スコットランド啓蒙思想を注入したものと見られている。スタッフォード家は、リヴァプールとマンチェスターの間に敷かれた鉄道にも投資しており（原資の約20パーセント）、またリヴァプール・バーミンガム運河会社の株の最大所有者でもあった。運河の建設でイギリス産業革命史上有名なのは第2代ブリッジウォーター公爵であるが、スタッフォード侯爵も積極的な産業投資を行った貴族の一人であり、そのコンサルタントがロックであった。

サザランドの所領に関するロックの経営戦略の基本は、羊毛と羊肉の巨大な消費市場として膨張しつつあるイングランドをターゲットとはっきり見定めることにある。これまで、伝統的で非能率的な小作農民から、これまた伝統的に少額の地代——家族当たり年に数シリング、家禽数羽、および数日間の賦役労働——を取り立てるだけの惰性的経営を抜本的にリストラする

こと、これこそロックの方針である。地代依存の旧式経営を、イングランド市場で歓迎されるチェビオット種の羊の大規模飼養に転換すること、これが当面の目標となる。

レンマンはこのロックを、必ずしも酷薄非情な「清掃屋」としてではなく、主観的には「温情主義的なプランナー」と評している。ロックは借地農民の全員を根こそぎ放逐するつもりはなく、海岸に定住させた住民、ヘルムスデールの工場所在地に移住させる住民をのぞいた農民を、新しく統合された農場に新しく家屋も建てて住まわせるつもりではいたらしい。しかし、この計画は難渋した。ヘルムスデールの紡績・織布工場の経営は必ずしも順調でなかったし、海岸に移住させた人々に資金を与えて発足させたニシン漁業は、地元の既存漁師たちのはげしい抵抗に遭遇した。そうした難局を開きすべく強行されたのが例の「土地の清掃」で、当時は「サザランド・クリアランス」という「悪名」で呼ばれた。

レンマンはこの点でもロックに温かく、強行の直接的責任をむしろ、1809年以来エリザベスに取り入って信任を得つつあったモレイシャーの資本家、ウィリアム・ヤングとパトリック・セラーの二人、特に後者に負わせている。この二人はすでに、サザランドシャーの東のモレイシャーを舞台に「クリアランス」で成功をおさめていたという実績があった。

18世紀後半にはイングランドの牛肉需要が高まり、牧牛経営が非常に有利になった時期がある (S.G.Lythe & J.Butt, *An Economic History of Scotland 1100-1939*, p.114ff.)。しかし、1815年以降は牛の価格が下落の一途をたどる一方、スコットランド工業諸都市における羊肉需要が日を追って増大し、牧羊経営の方がプロフィタブルになる。1831年には、サザランドの1州から4万頭の羊、18万頭分のフリース（羊毛塊）がイングランドへ輸出されている。1856年のスコットランド全体の飼養羊頭数は581万7千頭、1868年では711万2千頭（この年の牛の数は約100万頭、豚が14万頭である）に達した。

かのロック氏は国際的知名人でもあって、その農民追放は、フランスの経済学者シスモンディにも注目されたほどであった。いわく「スタッフォード侯爵夫人がおこなったような改良は、……ドイツの最も専制的な君主でさえ試みることができなかったものだ。」* と。

* マルクス「選挙——金融の雲行き悪化——サザランド公爵夫人と奴隷制度」（『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1853年2月9日付け。『マル・エン全集』第8巻490ページ）。マルクスはシスモンディの『経済学研究』第1巻、1837年から引用している。ただし『社会的研究』と書名を誤引。前記のとおり、このタイトルにおける「公爵夫人」は、サザランド女伯爵兼スタッフォード侯爵夫人のエリザベスではなく、彼女の息子の夫人ハリエットである。

そこでロックはシスモンディを駁すべく、『スタッフォード州およびシュロップ州のスタッフォード侯爵領ならびにサザランド領における経営改善の報告』（ロンドン、1820年）なる一書を公刊している。マルクスの引用する一節は、先記のレンマンによるロックびいきとは正反

対に、「どうして、この場合にかぎって地主の絶対的権利が公共の利害の犠牲にされなければならないのか？」という、ロックの見事な開き直りぶりを皮肉っている。

女伯爵は、このような国際的知名と筆力をも備えたコンサルタントから、経済的にものを考えるよう仕込まれた (ökonomisch geschult) のであった。繰り返すが、『資本論』のこの箇所は、ほとんど例の『ニューヨーク・デリー・トリビューン』の寄稿をそっくり写したものである。後者でマルクスは、サザランド領の「改善Improvement」を実際に運営し、そのプランをエリザベスに教え込んだのがロックであることを知っている。だからこその“geschult”なのである。

ちなみにフランス語訳は“dressé de bonne main”(しかるべき人／やり手に仕込まれた)である。エリザベスが生まれながらに経済観念に長けていた女性であるかのごとく解した向坂訳・岡崎訳・委員会訳の誤りは明らかだろう。林編訳は「おしこみのよいこの女性」。(151ページ)。「お仕込みのよい女性」とは理解に窮する。

筆者の推定はこうである。エリザベスは、夫の病が進む前は、そしてロックに教育される前は、どちらかといえばサザランド伯爵領の経営にそれほど関心を向けなかった。単位当たりの貢納がわずかでも、なにしろ領地の規模が巨大だから、昔ながらのやり方で費いきれないほどの総収入があったのであろう。その彼女に、1812年ごろから15年にかけて、スタッフォード家の「メッテルニヒ」が懇々と時代の趨勢を説いた。賢明な生徒であった彼女はここから、ブリテンの経済と所領の経営にがぜん目覚めたのである。その最初の成果が、サザランド領の隣接地の食欲なほどの買い増しであった。所領管理が面白くなってきたエリザベスがロックの助言のもとに次ぎに乗り出すのが「サザランド・クリアランス」なのである。そして、そのきっかけは、夫の病とともに彼女の双肩にかかってきた両家の経営責任であった。

ドイツ語原文の“bei ihrem Regierungsantritt”の“bei”には「するや否や」「するとすぐさま」という切迫の語感はない。「公位につくや否や」は、ドイツ語の「即位」にフランス語版の“à peine ..que”を都合よく接合してのものであろう。「や否や」という訳では、まるで、夫ジョージが元気なうちは齒をくいしばって忍従していた妻が、夫が無気力になったのを見すまして突如仮面をぬいだように聞こえるではないか。そうではあるまい。何年何月何日のある事件を境に突然、というのではなく、年ごとに深まってゆく夫の病状、それを憂えたロックの「教育」、彼女自身のうちに次第に芽生えた危機意識。こうした諸条件の醸成のなかで、いつしか「家計の責任を引き受けることとなって」というのが、“bei ihrem Regierungsantritt”の実態ではなかったろうか。

一時期、フランス語版『資本論』の独自の意義を強調する議論があった。その重要な根拠の一つにマルクス自身がこの版にどんと押した太鼓判がある。彼は「フランス語版の表題の上に『原著者によって完全に校閲された』とあるのは、決してただのきまり文句ではありません」と、A.ゾルゲ宛の手紙に書いている（『マル・エン全集』第33巻399ページ）が、これは必ずしも額面どおりには受け取れない。

とりあえず、問題の第2節の前掲記事以降にかぎってみても、たとえば注36（ラ・シャトル版324ページ左欄。ドイツ語版では注220）だけで2箇所も誤訳がある。

一つは、「土地の清掃は……ドイツでは30年戦争後にも行われたのであって、1790年に至ってもなおザクセン選帝侯国において農民一揆を引き起こした」という文章の、「ザクセン選帝侯国（Kursachsen）」をフランス語で「la Hesse-Electorale」（ヘッセン選帝侯国）と訳している。^{*}

* 林直道編訳『フランス語版資本論』は、これに「ヘッセ・エレクトラレ」という珍妙きわまる訳語を当てている。156ページ。

世界史の教科書のように恐縮であるが、一応事実をたしかめておかねばなるまい。神聖ローマ帝国皇帝の選挙権者は、1356年、次の7名と定められた（わが国の通例では、この7人はそれらの地位・称号と関わりなくすべて「選帝侯」と言い慣わされる）。すなわち、ケルン、マインツ、トリアーの各大司教（計3名）、ライン宮中伯（Pfalzgraf）、ザクセン大公（Herzog）、ブランデンブルク辺境伯（Markgraf）およびベーメン王の面々である。時とともに次の3名、すなわちプファルツ選帝侯（Kurfürst、1647年）、ハノーファー選帝侯（1692年）、そして問題のヘッセン＝カッセル選帝侯（1803年）が加わって10名となった。この年以後、もともとヘッセン州伯の4人の男子が分割相続したヘッセン4国のうち、ここだけがヘッセン選帝侯国（Kurhessen）と呼ばれるようになる。

明らかなように、マルクスが述べている1790年には、ヘッセン選帝侯国なるものはまだ存在していない。いかなる偶然か、この1790年の前年にはヘッセンでも農民戦争が起きている（Günther Franz, Geschichte des Bauernstandes, Stuttgart 1970, S. 243.）。だからといって、原文（ザクセン）を勝手に書き換えて、当時未生誕の国（ヘッセン）におきかえていいわけではない。かりにロワがドイツ農民戦争史の専門家だったとしても、である。まして彼はその方面での知識があったとは思えない。明白なミスである。マルクスも「校閲」においてこれを見落とした。かの太鼓判を必ずしも信用できない一例である。

もう一つは、同じ注の少しあとで、ドイツ語版が「フリードリヒ 2 世の賛美者たるミラボー」と書いているのを、ロワ訳がご丁寧にも「大ミラボー」(le grand Mirabeau) とわざわざ誤訳しているところ。

「大ミラボー」とされるヴィクトル・リケッティ (ミラボー侯) は重農主義者として有名ではあったが、『資本論』に引用されている『プロイセン王国論』(1788年) の著者ではない。これを書いたのは「小ミラボー」、つまり「大」の息子オノレ・ガブリエルのほうである。彼は宰相ネッケルを批判した科で逮捕されそうになり、隣国プロイセンに逃れた。そこでの見聞をまとめたのが前記の著書である。大革命後に帰国して1790年にはジャコバン・クラブの会長、91年には国民会議議長をも務めた人物であった。まさかロワは、このような輝かしい経歴を讀めて「かの偉大なミラボー」(le grand Mirabeau) としたわけでもあるまい。フランス人らしからぬ、これはもうケアレスな誤訳と言うほかない。

ほんのついでにもう一つ。同じ注 (ドイツ語版、注220への第2版追記。フランス語版ではこれが本文に組みこまれている。ラ・シャトル版323ページ右欄) で、サザランド州での最良の牧羊場の一つの借地料が、ドイツ語版では年1200ポンドとなっているところを、フランス語版では120万ポンドと、3ケタも間違えている。1200ポンドでは安すぎる、マルクスは万の単位を落としたに違いないとでも思って、勝手にふくらませたのか。

ついでのもう一つ。ドイツ語版の注214 (初版・再版も) でマルクスはジェイムズ・ステュアートの文章を引用しつつ、その中で彼がスコットランドの氏族員たち (“taskmen”。初版・再版とも。フランス語版ではこの部分はカットされている) が氏族長に納める貢納に「地代」という経済学的カテゴリーを当てはめている、といてステュアートを批判している。

これは正しくは “tacksman” (ドイツ語版『全集』では “taksman” となっている) である。これは、スコットランドの氏族制度のなかで、氏族首長 (レアード laird) に直属する臣下の呼び名であって、レアードから氏族共有地 (“tack” または “tak”) を分配されたところから、この呼称が生まれた。日本評論社版の長谷部訳は、“task-men” という誤った文字面から、ご丁寧にもこれを「労役者」と訳していた (角川文庫の新訳では「臣民」と訂正したが、これも適訳とは言えない。向坂訳の「隸民」は輪を掛けた誤訳。岡崎訳・委員会訳は難を避けて「タクスマン」と原語のまま表記しており、岡崎訳は訳者注を付している)。マルクスは、そしてエンゲルスもとうとうこの誤りに気づかずじまだった。長谷部訳旧版の底本だったインスティトゥート版でも直っていなかった。訂正されたのはやっと戦後になってドイツ語版『マル・エン全集』(MEW) からである。

このタクスマンは、氏族 (クラン) の首長に従うジェントリー・クラスの家臣であって、氏族長にはそう重くない貢納を支払い、耕作はサブテナント (又借人) である農民に行わせて

地代を徴収した。いわば「中間地主」である。労役者でも臣民でも隸民でもない。

7

本稿の性質上、これといった特別の結論を用意しているわけではない。利用した資料もごく平凡なものばかりである。ここでは、『資本論』の論理体系に通じていると自負している理論家といえども、マルクスの歴史的叙述の翻訳や解釈にあたっては、別段の慎重さが必要になる、という平凡な事実を指摘したかったにすぎない。この領域では、彼自身、時には「うろおぼえ」の史実を挙げたこともあることを自認しているからである。

「(ラサールがよくやる)私の著作からの厚顔きわまる剽窃では毎度のことなのですが…こっけいなのは、——彼が私の文献的・歴史的な『見誤り』——私が現物を調べないで記憶のなかから引用していることがあるからですが——までもそのまま引き写しているということです。」(クーゲルマン宛ての手紙。1866年10月13日付け)

〔編集後記〕

名著『マルクス歴史理論の研究』の著者である望月清司所員による「スコットランドの女伯爵とは誰か—『資本論』原蓄章における一人物の同定—」をおとどけします。恥ずかしいかぎりですが、編集子も何度か第24章を読んでいながら、「心臓をハンマーで乱打」するようなマルクスの情熱的な叙述に圧倒されて、「サザーランド女公」とは何者かを一顧だにしませんでした。訳語の是非にはじまって、最後はマルクスの史実認識そのものの検証にまでいたる望月所員の論理展開には、これまでのお仕事の蓄積がさりげなく散りばめられていて、思わず引き込まれてしまいました。改めて歴史を学ぶことの奥深さに思いをいたしました。

望月所員は、3月一杯で本学を退職なさいますが、社会科学研究所はもちろんのこと、経済学部長、さらには学長と長年にわたり要職にあって専修大学全体の発展に御尽力くださいました。感謝の念とともに、御健勝を心からお祈りいたします。(Te. K)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 水 川 侑

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
